

和洋女子大学紀要委員会における審査に関する内規

第1条 和洋女子大学紀要投稿要領第7条に基づき、掲載の可否は、下記の手続を経て和洋女子大学紀要委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

第2条 学術論文の審査は、委員長が2名の査読者に審査期限を明記して依頼する。

2 査読者は、学術論文の審査結果を査読評価報告書により報告するものとする。評価は、以下の項目により判定するものとする。

A 学術論文として、掲載可

B1 字句の訂正、部分的な修正を要する。修正部に関して再査読しない。

B2 字句の訂正、部分的な修正を要する。修正部に関して再査読する。

C 内容の書き換えを含む大幅な修正を要する。修正論文を再査読する。

D 学術論文として掲載不可

3 査読者より修正を求められた場合、執筆者は、修正論文の提出の際、査読者のコメントに対する回答を添付する。

4 委員会は、査読の結果を受けて以下のように取り扱いを決定する。

(1) 2名の査読者が共に掲載可の場合は、そのまま掲載可とする。

(2) 2名の査読者が共に掲載不可の場合は、掲載不可とする。

(3) どちらかの査読者が掲載不可の場合は、3人目の査読者を立てて評価判定する。

(4) 第2条第2項のD判定の場合は、執筆者の希望により、資料、報告、又はその他として掲載することができる。

第3条 学術論文以外の原稿については、必要に応じて、委員会が修正を求めることができるものとする。

第4条 この内規の改廃は、委員会及び大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成20年10月28日から制定施行する。

附 則

この細則は、平成21年7月21日から改正施行する。

附 則

この細則は、平成23年10月18日から改正施行する。

附 則

この内規は、平成25年7月16日から改正施行する。

2 和洋女子大学紀要委員会細則（平成20年10月28日制定施行）は、平成25年7月16日をもって廃止する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から改正施行する。